

脱炭素先行地域づくり事業補助金
(自己所有太陽光発電設備等)
よくある質問

令和 8 年 8 月 4 日 現在

目 次

【用語の定義について】	1
1. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？	1
2. 太陽光発電システムとは何ですか？	1
3. 蓄電池システムとは何ですか？	1
4. 民生部門とは何ですか？	1
5. 需要家とは何ですか？	2
6. 補助事業者とは何ですか？	2
7. 自家消費率とは何ですか？	2
【事業全般について】	3
1. 事業の目的は何ですか？	3
2. 補助事業の内容を教えてください。	3
3. 申込みの条件はありますか？	3
4. 施工事業者の選び方と相談方法を教えてください。	4
5. 交付申請に必要な書類を教えてください。	4
6. 申請から補助金交付までの流れ、募集期間について教えてください。	5
7. 交付決定の通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めて良いですか？	5
8. 他の補助金等との併用は可能ですか？	5
9. 既に実施中の事業に追加する形で本補助事業を活用したいのですが、対象になりますか？	5
10. この補助事業の期限はいつまでですか？	6
11. 応募の受付数に上限がありますか？	6
12. 補助金を申請しようとしたのですが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？	6
13. 申請書の提出窓口はどこになりますか？	6
【補助対象について（共通）】	8
1. 「脱炭素先行地域に所在する」とはどのような方を指しますか？	8
2. 再エネ等設備やエネルギーマネジメントシステムを導入する場合に気を付けることはありますか？	8

3. 対象システムの増設や更新の場合は申請できますか？	8
4. 中古で購入した事務所等にすでに機器が設置されています。補助の対象となりますか？	8
5. 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？	8
6. 売電を目的とした再エネ等設備の導入事業は対象となりますか？	8
7. 消費税は補助対象経費の対象となりますか？	8
8. 交付申請時、また交付請求時に必要な添付書類はなんですか？また、全て揃える必要がありますか？	9
9. 市からの交付決定前に、設置工事を進めてもよいですか？	9
11. 補助事業の「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか？	10
12. 自家消費する電力量について要件を満たさなかった場合等、補助金返還等の措置があり得ますか？	10
13. 補助事業終了後の取得財産の管理について、留意点は何ですか？	10
14. 導入した再エネ等設備について、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？	10
15. 補助対象外にしなければならない経費の具体例を教えてください	11

【補助対象について（太陽光発電システム）】

1. 補助対象者を教えてください。	13
2. 太陽光発電システムの「システム価格」要件について、詳細を教えてください。 .	13
3. 複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか？	13
4. 太陽光発電システムを設置したいが、設置予定の施設の耐震診断は補助対象となりますか？	13
5. 設備をリースやPPA（電力購入契約、第3者モデル）により導入することは可能ですか？	13
6. 本事業に何度でも申請できますか？	13
7. 対象エリア外に居住していますが、対象エリアへ転居予定です。補助金は利用できますか？	14
8. 太陽光発電システムを申請者の所有する敷地以外の場所に設置して自営線で電力供給することを想定していますが、申請は可能ですか？	14
9. 賃貸借や使用貸借、共同所有の事務所にシステムを設置する場合も補助の対象となりますか？	14
10. 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」にシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？	14
11. 太陽光発電システム、蓄電池システムが附属している建売住宅の購入を検討していま	

す。補助対象になりますか？	14
12. 既存事務所の屋根部に太陽光発電システムを設置しようと思いますが、施工登録業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？	14
13. 店舗兼住宅に1基のシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？	15
14. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにもシステムの設置を行う場合、二世帯分として補助金活用は可能ですか？	15
15. 建材一体型太陽光発電システムを導入する場合に気を付けることはありますか？ ..	15
16. 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電システムと据置型（定置型）蓄電池システム間を結ぶ配線については、「太陽光発電システム」もしくは「据置型（定置型）蓄電池システム」、どちらの経費とすればよいのでしょうか？	15
17. 交付請求書に添付する「交付要綱第6条第2号に規定する自家消費率を満たしていることがわかるモニター画面等の写真又は数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？	15
【補助対象について（蓄電池システム）】	17
1. 蓄電池のみの導入は補助対象となりますか？	17
2. 蓄電池のシステム価格要件等について、詳細を教えてください。	17
3. 発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか？	17
4. 設置後に FIT 制度（固定価格買取制度）、FIP 制度（フィードインプレミアム制度）を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？	17
5. 据置型（定置型）蓄電池システムを設置予定ですが、すでに設置している太陽光発電システムで発電した電気はすべて電力会社に売電しており、停電等の災害時のみの蓄電用として設置を考えています。補助の対象となりますか？	17
6. 蓄電池に危険性はないですか？火災のリスクはありますか？	17
7. 冬期間、雪が降っても蓄電池の性能は低下しませんか？	18
8. 蓄電池の性能はどのように確認すればいいですか？	18

【用語の定義について】

1. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？

環境省の制度である「脱炭素先行地域」は、2050 年カーボンニュートラル（二酸化炭素（以下「CO2」という。）の排出量と吸収量を均衡させること）の実現に向け、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、国全体の 2030 年度目標（温室効果ガス排出量を 2013 年比で 46%削減）と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことです。

選定された地域には、国より「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が交付されます。当市もこの交付金を活用しつつ、対象エリア外への波及「脱炭素ドミノ」に貢献できるよう、いち早く対象エリア内の脱炭素実現に向けて取り組んでいきます。今回の補助制度もこの国の交付金を活用します。

2. 太陽光発電システムとは何ですか？

太陽光発電とは、太陽光をソーラーパネル（太陽電池モジュール）に当てることにより電力に変換する方法です。天候に左右される部分もありますが、発電時に CO2 を排出しないクリーンなエネルギーです。

3. 蓄電池システムとは何ですか？

蓄電池とは、太陽光発電等で発電した電気を蓄えておくことができるシステムです。雨天・夜間や停電等の災害時に蓄えた電気の自家消費が可能です。

なお、今回の補助金では、平常時にも充放電を繰り返し行う「据置型（定置型）」機器が対象です。停電時のみに利用する非常用予備電源は補助対象となりません。

4. 民生部門とは何ですか？

民生部門については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和 4 年 3 月）に則しており、「家庭部門」と「業務その他部門」に分けられます。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。

また、「業務その他部門」は、事務所、ビル、商業、サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出です。

なお、自動車等（家庭や事業所の敷地外で利用される輸送機関）による人、物の輸送、運搬に消費するエネルギーは、民生部門ではなく、運輸部門として扱います。

この補助金の対象となるのは、民生部門での設備導入となります。

部門の種類	対 象
-------	-----

民生部門	家庭部門	住宅
	業務その他部門	・第1次、第2次産業の事務所等 ・第3次産業（通信、商業、不動産、サービス業等）
産業部門		第1次産業、第2次産業（製造業、農林水産業、鉱業、建設業等）
運輸部門	旅客部門	乗用車やバス等
	貨物部門	陸運や海運、航空貨物等

5. 需要家とは何ですか？

本事業により導入した再エネ等設備により創られた再エネ電気を消費する主体をいいます。

6. 補助事業者とは何ですか？

本補助事業を活用して市から交付決定を受けた申請者をいいます。

7. 自家消費率とは何ですか？

需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用 30%）以上とする必要があります。この割合を自家消費率としています。

【事業全般について】

1. 事業の目的は何ですか？

当市では、環境への負荷が少ない再エネ等設備の導入促進を目的に補助金を交付します。

当市は、令和6年9月に環境省より「第5回脱炭素先行地域」に選定され、同省に提出した計画提案内容における取組のひとつとして、民生部門への再エネ等設備の導入促進を図るものです。

2. 補助事業の内容を教えてください。

以下のとおりです。

消費税の取扱いについては、7ページ『7. 消費税は補助対象経費の対象となりますか？』をご参照ください。

補助対象設備	補助金額
太陽光発電システム	補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値容量に1kW 当たり 31 万 5,000 円を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額。
蓄電池システム	蓄電池システムの補助対象経費の合計額又は蓄電池システムを構成する蓄電池の蓄電容量に1kWh 当たり 21 万円を乗じて得た額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額

なお、CO2 排出削減について普及段階にあり、かつ確実に CO2 排出削減が見込めるものが対象となり得ます（研究開発・実証要素の強い設備は対象となりません）。また、ペロブスカイト太陽電池については、一部、初期社会実装段階ではありますが、本補助事業では対象外になります。

【導入例】（4人世帯の場合）

太陽光発電設備 4 kW、蓄電池 9.8kWh の場合

設置費用：3,160,000 円、補助金額：2,270,000 円

3. 申込みの条件はありますか？

下記の要件を満たすことが条件となります。

- ・ 釜石市の脱炭素先行地域（大渡町、大町、大只越町、只越町、天神町、港町、魚河岸、浜町、東前町、新浜町）に住宅を所有していて、そこにお住まいの方、もしくは、事務所を所有している方
- ・ 2006 年 9 月以降に新築された戸建住宅にお住まいの方、もしくは、事務所を所有してい

る方

- ・ 戸建て住宅は、平屋または2階建てで、スレート屋根または金属の縦葺き・横葺き屋根とします
- ・ 市税を滞納していない方
- ・ 施工業者が実施する現地調査、工事、維持管理に協力できる方
- ・ 常時接続可能なインターネット環境を提供できる方

4. 施工事業者の選び方と相談方法を教えてください。

市では、本事業における施工が可能な事業者の登録制度を実施しています。市ホームページで公表していますので参考にしてください。

また、施工に関するご相談はデコ活支援センターへご連絡いただき、相談の際には、3ページ『3. 申込みの条件はありますか?』の内容をご確認いただくとともに、事前に下記の準備をお願いします。

- ・ 建築図面及び電気図面
- ・ 過去1年間の電気料金がわかるもの

5. 交付申請に必要な書類を教えてください。

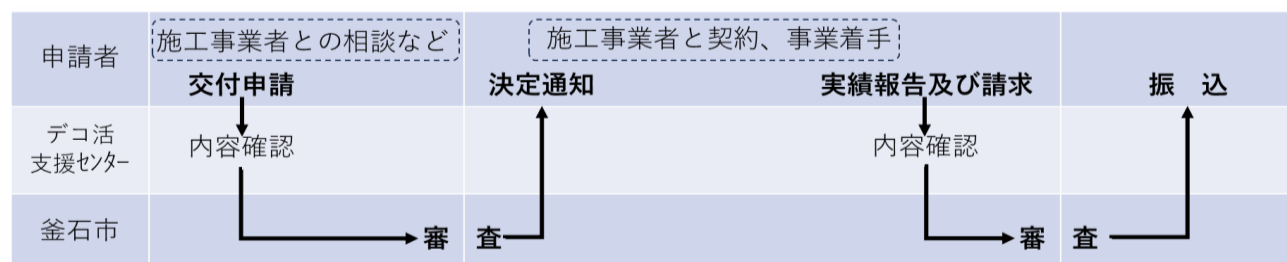
以下のとおりです。各1部を提出してください。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 事業計画書（工事計画書）（様式第1号）
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ 釜石市内に住所を有することを証明できるもの（住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カードの写し等）
- ・ 補助対象設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し
- ・ 使用貸借又は賃貸借契約書の写し（申請者が建物や敷地を借りて補助対象設備を設置する場合のみ）
- ・ 補助対象設備で発電した電力のうち、余剰電力についての売電契約先が確認できる書類の写し
- ・ 適正導入量計算書（様式第3号）
- ・ 補助対象設備の設置に係る経費 2者以上の施工事業者から徴した見積書の写し及び明細
- ・ 市税に係る納税証明書又は市税に係る滞納が無いことを確認できる証明書等

- ・ 施設等所有者の承諾書（様式第4号）（申請者が建物や敷地を借りて補助対象設備を設置する場合に限る。）
- ・ 不動産登記簿謄本（申請者が事業の用に供する自らが所有する施設等に補助対象設備を設置する場合に限る。）
- ・ このほか、市長が必要と認める書類

6. 申請から補助金交付までの流れ、募集期間について教えてください。

補助金申請の流れについては、大まかに以下のとおりとなります。詳細については交付要綱等をご覧ください。



令和8年度の申請受付期間は令和8年6月15日（月）から令和8年10月30日（金）までです。

7. 交付決定の通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めて良いですか？

補助事業者は、交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。市における公募開始以降、交付決定前までの期間に施工登録業者と発注及び契約締結に向けた準備行為（見積合わせ等）を行うことは認められますが、発注又は契約を締結するにあたっては、当該発注・契約の締結日が交付決定日以降となるようお願いします。交付決定日以前の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

8. 他の補助金等との併用は可能ですか？

本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等）を、同一の設備に対し重複する形で併用することはできません。

9. 既に実施中の事業に追加する形で本補助事業を活用したいのですが、対象になりますか？

事業の実施量が適切であることを示した上で、今後の事業展開等について詳述し、すでに実施されている事業に対し、さらに支援をする必要性が妥当な場合は、対象となり得ます。なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、

CO2 排出削減効果については、本補助事業と既に実施している事業の明確な切り分けが必要です。

10. この補助事業の期限はいつまでですか？

令和 8 年度～令和 11 年度の間の実施を予定していますが、事業の進捗状況や予算の状況により期間終了が前後する可能性があります。

11. 応募の受付数に上限がありますか？

国の交付金を活用するため、毎年度（4 月～翌 3 月）の交付できる額は限りがあります。毎年度、先着順により受付した申請内容を審査し、交付決定を行い、各年度の予算上限に達すると、以降の申請は受付できなくなりますので、お早めに申請をお願いします。

また、交付申請された方により交付額も変わりますので、「年間何件まで受付可能」と申し上げることはできません。申込みが予算に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

12. 補助金を申請しようとしたのですが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？

すでに設置工事が完了した各システムについては補助対象経費として認められません。必ず、着工前に申請してください。また、各年度の予算には限りがあるため、計画的に申請をお願いします。

13. 申請書の提出窓口はどこになりますか？

釜石市デコ活支援センターが窓口となります。

また、先着順での受付のため、ご足労おかけしますが、一般住宅の方は「魚河岸テラス 1F」、事業所の方は「釜石・大槌地域産業育成センター」に直接お越しいただき、提出をお願いします。郵送や電子での申請は受け付けていませんのでご了承ください。なお、不備なく書類が整った状況で受付になります。事前確認はメールで受け付けますので、データを送付してください。

どうしても直接お越しいただくことが難しい場合は、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

釜石市デコ活支援センター

一般住宅は 魚河岸テラス内（魚河岸 3－3） 受付時間：9 時～16 時（火～土）

メール：contact@dmo-kamaishi.com 電話：27-5566

事業所は 釜石・大槌地域産業育成センター（平田 3－75－1）

受付時間：9 時～16 時（月～金）

メール：info@ikusei.or.jp 電話：26-7555

【補助対象について（共通）】

1. 「脱炭素先行地域に所在する」とはどのような方を指しますか？

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により釜石市の住民基本台帳に対象エリアの住所として記録されている方とします。

2. 再エネ等設備やエネルギーマネジメントシステムを導入する場合に気を付けることはありますか？

IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1 以上の適合ラベルを取得した製品を使用するよう努めてください。

3. 対象システムの増設や更新の場合は申請できますか？

増設や更新も対象となり得ます。

ただし、既存システムを更新する場合には、既存システムの廃棄及び解体工事等にかかる費用は補助対象になりません。撤去に係る工事費と設備導入に係る工事費とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

4. 中古で購入した事務所等にすでに機器が設置されています。補助の対象となりますか？

補助対象外です。中古の事務所の場合、新設又は更新するものであれば対象となり得ます。

5. 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

補助対象外です。未使用かつ購入品が対象となります。

6. 売電を目的とした再エネ等設備の導入事業は対象となりますか？

FIT 制度及び FIP（フィードインプレミアム）制度による売電を行うことはできません。また、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度の活用はできません。

本事業は、自家消費型の再エネの自立的な普及を促進することを目的とした事業です。まずは適正規模の発電設備の導入を検討いただき、蓄電を含め自家消費ができない余剰電気が発生した場合に、小売電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電をすることは可能です。

7. 消費税は補助対象経費の対象となりますか？

申請が個人の場合は消費税分も補助対象となります。

申請が事業者の場合は消費税分は補助対象外となります。

8. 交付申請時、また交付請求時に必要な添付書類はなんですか？また、全て揃える必要がありますか？

基本的に、全て揃えていなければ受付できません。交付申請時の添付書類については、4ページ『5. 交付申請に必要な書類を教えてください。』をご確認ください。

交付請求時の添付書類については、以下のとおりです。

提出が難しい書類等については、別途、釜石市デコ活支援センターまでご相談ください。

- ・ 補助金交付請求（精算）書
- ・ 事業実績書（様式第5号）
- ・ 収支精算書（様式第6号）
- ・ 補助対象設備の設置状況を確認できるカラー写真。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は、単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し
- ・ 補助対象設備の設置に要した経費に係る書類の写し（請求書、領収書等）
- ・ 資材受払書
- ・ 補助対象設備で発電した電力のうち余剰電力についての売電契約先が確認できる書類の写し
- ・ 一般送配電事業者との系統連系に関する契約書の写し（余剰電力の売買を行わない場合は、逆潮流をしないことを申請した書類等の写し）
- ・ 交付要綱第6条第2号に規定する自家消費率を満たしていることがわかるモニター画面等の写真又は数値を出力した資料等
- ・ 補助金振込口座の通帳等の写し
- ・ その他、市長が必要と認める書類

9. 市からの交付決定前に、設置工事を進めてもよいですか？

原則、交付決定後に設置工事を行っていただくこととなります。ただし、やむを得ない事情のため事前に着工を行いたい場合、事前に、市生活環境課（TEL：27-8453）までご相談ください。

事前着工は可能ですが、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がされなかった場合も含む）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承いただいた上で、当該事業の着工をお願いします。

10. 工事日程やシステム、補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？

当初の交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ事業計画変更（中止、廃止）承認申請書を提出いただき、市より承認を受ける必要があります。

ただし、軽微な変更については、事業計画変更（中止、廃止）承認申請書の提出は必要ありません。

11. 補助事業の「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか？

「軽微な変更」とは、補助対象経費の 20%以内の変更であり、かつ CO2 排出削減効果に著しい影響を及ぼす恐れのない変更であり、以下の 2 点に該当する場合を指します。

- ・ 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・ 事業目的及び事業能率に関係が無い事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要が生じ、ご不明な点がある場合は、市生活環境課（TEL：27-8453）へご相談ください。

12. 自家消費する電力量について要件を満たさなかった場合等、補助金返還等の措置がありますか？

補助事業者には、設備導入後その年度末までの期間及び補助事業完了後の 5 年間、毎年度、市長に対し売電量、買電量、自家消費率等について報告を行っていただきます。その際、住家の用に供する施設等にあつては再エネ等設備で発電する電力量の 30%以上（事業の用に供する施設等にあつては 50%以上）の自家消費率から著しく乖離がある場合は、まずは補助事業者にその原因分析をしていただき、理由によっては補助金を返還していただくこともあり得ます。

13. 補助事業終了後の取得財産の管理について、留意点は何ですか？

補助事業者は、市の補助金交付規則に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。補助事業の完了後においては、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。これらの規定に従っていただけない場合、補助金の返還が必要になることがあります。

14. 導入した再エネ等設備について、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？

法定耐用年数に基づきます。令和 8 年 4 月現在の法定耐用年数において、設置日から起算して太陽光発電は 17 年、据置型（定置型）蓄電池は 6 年が処分制限期間となり、その間は

廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。なお、状況に応じて処分期間が異なる可能性もあります。

やむを得ず処分する場合は、事前に市長の承認を受けていただくことになります。場合によっては、補助金を返還いただく可能性もあります。

15. 補助対象外にしなければならない経費の具体例を教えてくださいか？

補助対象外経費の例は次のとおりです。

このほか、事業の実施にあたり本例示にない経費の取扱いは、市生活環境課(TEL:27-8453)までお問い合わせください。

- ・ 市が補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事などの費用
- ・ 補助金の交付の決定が行われる前に発生した経費（事前調査費など）
- ・ 本補助金の申請手続きにかかる費用（補助金コンサルタントへの委託費など）
- ・ 電力会社や所轄の消防署などへの申請、届出、登録などの費用
- ・ 再エネ等設備の保守管理にかかる費用、設備を稼働させるのに必要な費用、数年で定期的に更新する消耗品（例：消火器）
- ・ パワーコンディショナー、蓄電池などの保証料（■年保証の費用など）、データ計測などのための通信料（通信回線の使用料など）

※太陽光発電システムや据置型（定置型）蓄電池の見積書に含まれることが多いので注意すること。やむを得ず見積書で保証料やデータ通信料の経費の切り分けができない場合は補助対象経費とすること（パワーコンディショナーや蓄電池などを補助対象外経費にすると、補助金が発生しなくなってしまうため）。その場合でも、市から経費の切り分けを求める場合があるので、その場合は対応すること。

- ・ 予備の設備の費用、将来的な設備の更新（交換・リプレース）にかかる費用
- ・ ※見積書に数年後の設備の交換費用を計上する場合も、数年後の設備の交換費用は補助対象外経費とすること。
- ・ 玄関などに設置して、CO2削減量などを表示する普及啓発用のモニター、ケーブルなど
- ・ ※ただし、CO2削減量の実績値の把握に必要な、太陽光発電システムの発電電力量などの計測機器と連動するデータ計測用のモニター、ケーブルは補助対象。
- ・ 補助事業と直接関係の無い電気工事費やキュービクルの費用
- ・ 浸水被害の対策のための費用
- ・ 既存設備の解体・撤去・移設にかかる費用、補助事業と直接関係の無い工事で発生した残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・ 草刈りの費用、そのままでは工事ができない土地の整地にかかる費用、砂利などを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良にかかる費用

- ・ 実証段階や研究開発段階のもの（市場で取引された実績の無い製品）（ペロブスカイト太陽電池については、本補助事業では対象外）
- ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- ・ 補助事業の実施中に発生した事故や災害の処理に要する経費

など

【補助対象について（太陽光発電システム）】

1. 補助対象者を教えてください。

補助対象者は、市税を滞納していない方であって、以下のいずれかに該当する方です。

- 脱炭素先行地域内に所在する施設等に自らが居住し、又は居住を予定している方であって、当該施設等に太陽光発電設備等を設置しようとする方
- 脱炭素先行地域内に事業の用に供する施設等を有し、当該施設等に太陽光発電設備等を設置しようとする方

2. 太陽光発電システムの「システム価格」要件について、詳細を教えてください。

「システム価格（円/kW）（単位出力当たりの価格）」が 1kW 当たり 31 万 5,000 円を上限として補助対象となります。

なお、事業全体の費用効率性（交付限度額を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 31 万 5,000 円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外します。

太陽電池出力（kW）は、電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点第 3 位を切り捨てた数値を用いてください。

3. 複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか？

単年度の事業計画が補助対象になります。

4. 太陽光発電システムを設置したいが、設置予定の施設の耐震診断は補助対象となりますか？

耐震診断は、施設の安全性の確認が目的であることから補助対象外です。

5. 設備をリースや PPA（電力購入契約、第 3 者モデル）により導入することは可能ですか？

本事業においては、リースや PPA による設備導入はできません。

しかし、戸建住宅においては、PPA での設備導入に対する補助制度がありますので、お問い合わせください。

6. 本事業に何度でも申請できますか？

当該補助金交付については、1 電力契約において 1 回限りです。1 年目に太陽光発電システム、2 年目に蓄電池、2 年目に蓄電池システム設置等の複数年の活用はできません。

7. 対象エリア外に居住していますが、対象エリアへ転居予定です。補助金は利用できますか？

民生家庭部門における施設を対象に交付申請をする場合、交付請求書の提出時点までに対象エリア内に転居することを条件に交付申請が可能です。

8. 太陽光発電システムを申請者の所有する敷地以外の場所に設置して自営線で電力供給することを想定していますが、申請は可能ですか？

本補助事業の対象となる申請者以外が所有している敷地を借りていることが分かる書類（賃貸借契約書、承諾書等）を添付する場合に、本補助事業の対象になり得ます。なお、各種法令や制度を遵守いただくとともに、電気保安管理をしっかりといただく必要があります。

9. 賃貸借や使用貸借、共同所有の事務所にシステムを設置する場合も補助の対象となりますか？

補助対象になり得ます。

施設等所有者の承諾書（様式第4号）を提出いただく必要があります。

10. 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」にシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？

大家・管理会社等の所有者側が設置する場合の「アパート」や「マンション」については、需要家の自家消費率の把握が可能な場合に限り補助対象となり得ます。

なお、導入した発電システムで求められる「自家消費率」は、「30%」ではなく「50%」になりますのでご注意ください。不明点は別途ご相談ください。

11. 太陽光発電システム、蓄電池システムが附属している建売住宅の購入を検討しています。補助対象になりますか？

太陽光発電システムの整備が補助対象になりますので、太陽光発電システム、蓄電池システムが附属している建売住宅の購入は補助対象外になります。

12. 既存事務所の屋根部に太陽光発電システムを設置しようと思いますが、施工登録業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？

補助対象外です。

13. 店舗兼住宅に1基のシステム設置を行う場合はどうしたらいいですか？

店舗兼用住宅（建物内で行き来ができる）、店舗併用住宅（建物内で行き来ができない）とも電力契約での判断になります。

電力契約が1契約の場合、「一般住宅」ではなく、「事務所」として申請してください。その際、求められる「自家消費率」は、「30%」ではなく「50%」になりますのでご注意ください。

また、電力契約が住宅部と店舗部で分かれており、それぞれ別にシステムを設置する場合は、どちらも補助対象になり得ます。不明点は別途ご相談ください。

14. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにもシステムの設置を行う場合、二世帯分として補助金活用は可能ですか？

電力会社の契約が世帯ごとで分かれていることを条件として、それぞれの世帯でシステムを設置し、独立した形態である場合は補助対象になり得ます。

なお、一方の世帯の方が二世帯分を申し込むことはできません。各世帯の方が申請をお願いします。

15. 建材一体型太陽光発電システムを導入する場合に気を付けることはありますか？

屋外に設置する太陽光発電システムについては、「建築基準法施行令」第83条から第88条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第4条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であることを確認してください。

16. 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電システムと据置型（定置型）蓄電池システム間を結ぶ配線については、「太陽光発電システム」もしくは「据置型（定置型）蓄電池システム」、どちらの経費とすればよいのでしょうか？

重複して計上できないため、太陽光発電システムに係る補助対象経費として計上してください。

17. 交付請求書に添付する「交付要綱第6条第2号に規定する自家消費率を満たしていることがわかるモニター画面等の写真又は数値を出力した資料等」はどのようなものが必要ですか？

システムを設置して運用開始後、交付請求書の添付書類として提出をお願いします。システム設置後、特定の1日の数値で良いので、自家消費率が分かるデータを提出してください。施設等に設置する発電モニター画面等の撮影や、WEBサイトのデータを紙に出力いただく

など、形式は自由ですが「発電量」と「自家消費量」のデータを必ず提出してください。そこから、「自家消費率（＝自家消費量÷発電量×100※小数点以下切り捨て）」が算出可能となります（自家消費率の表示があれば、併せて提出してください）。

なお、モニター等にて「自家消費量」のデータが存在しない、表示できない等があれば、「発電量」と「売電量」のデータは必ず提出してください（「発電量－売電量＝自家消費量」を算出し、そこから自家消費率を算出します）。

また、太陽光発電システムを今回の補助金にて設置した場合（増設・更新含む）は、上記で説明した交付請求提出時の一度限りのデータ提供だけではなく、市長の求めに応じ継続的にデータ把握が必要となるため、月ごとのデータの提供を年1回お願いすることとなります。

【補助対象について（蓄電池システム）】

1. 蓄電池のみの導入は補助対象となりますか？

蓄電池のみの導入は、補助対象外です。自家消費・地産地消で電気を効率的に活用する目的で、かつ、再エネ等設備導入の妨げとなっている課題に適切に対応するために必要であることについて合理的な説明があって、太陽光発電システムと併せて導入する場合のみ補助対象となり得ます。

なお、本補助事業で導入する蓄電池システムは、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金による事業の一環として実施している製品登録公募において、登録済、かつ、公表されている製品であることにご留意願います。

2. 蓄電池のシステム価格要件等について、詳細を教えてください。

蓄電池システム費用は、蓄電池本体、蓄電池制御装置(対象蓄電池に付随するものに限る。)、計測・表示装置(対象蓄電池に付随するものに限る。)、対象蓄電池を収納する外箱、コンテナ等の合計により算出ください。

3. 発電量を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか？

計測器が発電システム等、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。

4. 設置後に FIT 制度（固定価格買取制度）、FIP 制度（フィードインプレミアム制度）を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？

FIT 制度・FIP 制度を取得または取得予定の場合、補助対象外です。

5. 据置型（定置型）蓄電池システムを設置予定ですが、すでに設置している太陽光発電システムで発電した電気はすべて電力会社に売電しており、停電等の災害時のみの蓄電用として設置を考えています。補助の対象となりますか？

補助対象外です。平常時から充放電を繰り返す行う「据置型（定置型）」の蓄電池システムの設置が補助対象になります。

6. 蓄電池に危険性はないですか？火災のリスクはありますか？

蓄電池として一般的に活用されているリチウムイオン電池に関しては、経年劣化や衝撃などによって火災につながるケースも考えられます。製品の選択にあたっては、国内の安全規格である S-JET 認証（電気用品安全法を補完し、電気製品のより安心安全のための第三者認証制度）を取得している製品などを検討することも重要です。

7. 冬期間、雪が降っても蓄電池の性能は低下しませんか？

低温になることで蓄電池の性能は低下します。製品の選択にあたっては、蓄電池の性能の低下を防ぐために屋内設置が可能な製品を選択することも考えられます。

8. 蓄電池の性能はどのように確認すればいいですか？

各メーカーの発行しているカタログを確認することが考えられます。また、家庭用低圧蓄電システムのラベルの国内規格（JIS C4414）にて性能表示がされている製品であれば、性能を確認することができます。